

## ○九重町特別支援教育就学奨励費交付要綱

平成 26 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)の趣旨に基づき、保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費(以下「就学奨励費」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 就学奨励費は、小学校若しくは中学校において特別支援学級へ就学する児童生徒又は学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒のうち、九重町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が小学校若しくは中学校における特別支援学級での就学が適切であると認定した児童生徒の保護者(親権を行う者のないときは、後見人をいう。)に対して交付する。ただし、生活保護法(以下「法」という。)第 12 条の規定による生活扶助若しくは法第 13 条の規定による教育扶助が行われている場合又は就学補助を受けている場合には、交付しないものとする。

(交付対象経費)

第 3 条 就学奨励費の交付対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動等参加費
- (4) 学用品及び通学用品購入費
- (5) 新入学児童生徒学用品及び通学用品購入費
- (6) オンライン学習通信費またはモバイルルーターの貸出し

(改正(令 5 教委告示第 2 号))

(申請)

第 4 条 就学奨励費の交付を受けようとする保護者は、次に掲げる書類を別に定める期日までに学校長を通じて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費申請書(様式第 1 号)
- (2) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(様式第 2 号)
- (3) 世帯の収入が分かる証明書類または税務資料等の開示に関する同意書(様式第 3 号)

2 学校長は、前項に掲げる書類を保護者から受理した場合は、すみやかに特別支援教育就学奨励費申請者等報告書(様式第 4 号)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 教育委員会は、前条の規定により提出された申請書に基づき、就学奨励費の交付の可否を決定し、特別支援教育就学奨励費交付(却下)決定通知書(様式第 5 号)を学校長を経由して保護者に通知するものとする。

(交付額)

第 6 条 就学奨励費の額は、予算の範囲内において、教育委員会が定める。

(就学奨励費の支給)

第7条 就学奨励費は、児童生徒の在学する学校の校長を経て支給する。ただし、必要により直接保護者又は援助事項等によって発生する債主等に直接支給することができる。

(児童生徒の異動)

第8条 学校長は、就学奨励費の交付を受けている児童生徒について第2条に規定している事項、転入、転出等で異動が生じたときは、教育委員会に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、就学奨励費の交付を受けている保護者が次の各号のいずれかに該当した場合はその認定を取り消し、特別支援就学奨励費交付決定取消通知書(様式第6号)により学校長を通じて保護者に通知するものとする。

- (1) 児童生徒が九重町立小中学校を転学又は退学したとき。
- (2) 奨励費の交付が不要であると教育委員会が認めたとき。

(関係書類の整備)

第10条 申請者及び学校は、就学奨励費に係る書類等を常に整備し、交付年度終了後5年間保存しなければならない。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附則(令和3年12月1日教委告示第2号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。